

## (仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価準備書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

### 1 全般的事項

- (1) 本事業の対象事業実施区域の大部分が、三河湾国立公園の第2種特別地域及び鳥獣保護区に指定されているとともに、植生自然度 10 の砂丘植生が分布する砂浜であり、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、本事業は、動物、植物、生態系及び景観の影響を最大限低減することが求められる。

このため、事業の実施に当たっては、専門家の助言を得ながら、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術の導入や工事の工程及び施工方法を工夫するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

### 2 騒音

- (1) 工事関係車両の主要な走行ルート沿い及び対象事業実施区域周辺に住居等が存在していることから、工事の実施に伴う騒音の影響をより一層低減するため、工事関係車両台数の低減や低騒音型の建設機械の積極的な使用等の環境保全措置を徹底すること。

- (2) 本事業の施設の稼働及び累積的な施設の稼働に伴う騒音の予測結果では、環境基準値又は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針（環境省、2017年）」で定められた指針値を上回る地点があることから、本事業の施設の稼働に伴う騒音の影響をより一層低減するため、環境保全措置を徹底するとともに、必要に応じて風力発電機に搭載される低騒音モードの利用等の更なる環境保全措置を実施すること。

### 3 地形及び地質

風車タワーによる砂の堆積状況については、長期的な影響についての予測及び評価が行われていないことから、長期的な影響に係る考え方を明らかにすること。

## 4 風車の影

対象事業実施区域周辺に住居等が存在していることから、本事業の施設の稼働に伴う風車の影の影響をより一層低減するため、環境保全措置を徹底するとともに、必要に応じて風力発電機の稼働制限等の更なる環境保全措置を実施すること。

## 5 動物

- (1) 本事業の施設の稼働によるコウモリ類及び鳥類の衝突の発生を極力低減するため、環境保全措置を徹底するとともに、必要に応じて発電時以外はブレードの回転を止めるなどの更なる環境保全措置を実施すること。
- (2) 鳥類について、本事業の施設の稼働による年間予測衝突数が0.1回を超えると予測されたミサゴ、チョウゲンボウ及びヒヨドリの3種を事後調査の対象として選定している。

一方、施設の稼働による累積的な予測結果では、ハイタカ、ノスリ及びハヤブサについても、年間予測衝突数が0.1回を超えるため、事後調査の対象とすることを検討するとともに、事後調査の対象種の選定方法や考え方を明らかにすること。

- (3) ハヤブサについて、現地調査では対象事業実施区域及びその周辺において営巣が確認されていないものの飛翔等の確認回数が多いことから、引き続き営巣状況の確認に努め、営巣が確認された場合は、専門家の助言を得ながら、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

## 6 植物

対象事業実施区域には、ハギクソウ等の重要な種や植物群落が生育しており、植物群落については、本事業の実施により、連続的に生育している群落が分断されるおそれがある。

このため、植生の改変面積を最小限とするとともに、専門家の助言を得ながら、造成前の表土等を適切に保管及び活用して植生の回復促進に努めるなどの環境保全措置を徹底すること。

また、供用開始後に植生の回復状況を確認し、植生の回復が十分でない場合は、専門家の助言を得ながら、必要に応じて更なる環境保全措置を実施すること。

## 7 生態系

シロチドリについて、現地調査では対象事業実施区域内で営巣が確認されていないが、今後、営巣する可能性があることから、工事の実施前に営巣状況を確認し、営巣が確認された場合は、専門家の助言を得ながら、必要に応じて更なる環境保全措置を実施すること。

## 8 景観

本事業の施設の存在及び累積的な施設の存在に伴う景観の影響をより一層低減するため、風力発電施設の塗装の明度及び彩度を抑えるなどの環境保全措置を徹底すること。

## 9 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。
- (3) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。